

財団法人おかやま環境ネットワーク 講師謝礼に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、講座、講演会等により講師を依頼した場合の謝礼について定める。

(謝礼の金額)

第2条 謝礼の金額は、次の通りとする。

- 1 講師料は、原則として交通費込みで、1時間を超えるもの 10,000 円(源泉所得税込 11,111 円)、1時間以内 5,000 円(源泉所得税込 5,555 円)とする。
- 2 適用については、理事会が諸事情を勘案し、決めるものとする。

(改廃)

第3条 この規則の改廃は、理事会で行う。

附則

この規則は、2008年12月14日から施行する。